

## 平成30年度及び31年度学校給食用物資納入業者登録について

日進市立学校給食センターで使用する学校給食用物資について、平成30・31年度の納入業者を募集します。登録を希望される場合は、下記により申請してください。

なお、この登録は給食用物資を納入する資格を得るための手続きですので、給食用物資の発注を確約するものではありません。

### 記

#### 1 受付期間

平成30年1月18日(木)から平成30年1月29日(月)まで

※土日を除く。

#### 2 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

#### 3 受付場所

日進市立学校給食センター

日進市本郷町西原23番地

電話 (0561) 72-0691

#### 4 提出書類

(1) 平成30年度及び31年度学校給食用物資納入業者登録申請書(所定様式)

(2) 添付書類

- ① 営業証明書の写し ※個人の場合のみ
- ② 営業許可書の写し ※管轄保健所の証明のあるもの
- ③ 食品衛生監視票の写し
- ④ 事業所の施設、設備(平面図)及び日進市立学校給食センターまでの経路(略図)
- ⑤ 誓約書(所定様式)

#### 5 登録要件

- (1) 日進市(物品等)入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、平成30・31年度入札参加資格申請(物品等)の審査中となるため、同名簿に登載されない場合は給食用物資納入業者として登録することができません。
- (2) 学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達と食育に果たす重要性を認識し、適時、適切な納入が可能であること。
- (3) 店舗、工場又は営業所等が日進市内又は近隣にあること。ただし、必要物資の調達が困難な食品は、この限りでない。また、営業所等には社員が常駐し、必要があると認めるときは、迅速かつ適切に連絡調整及び行動ができる体制にあること。
- (4) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (5) 食品に関する営業の許可を受けた事業を継続して2年以上行っている実績があること。

- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) 食品衛生法に基づく営業許可を受けた業種は、所管する保健所の食品衛生監視票の総合点が80点以上であること。
- (8) 品質管理が確実に行われ、仕入れ・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (9) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を完備していること。
- (10) 仕入れ及び製造加工能力等が十分あり、指示内容を守り、指定した日時に納入できる配送能力を有していること。
- (11) 日進市暴力団排除条例の規定に基づく排除措置の対象となっていないこと。

## 6 物資の内容

食肉及び加工品、青果物、魚介類及び加工品、冷凍食品、乳製品及びデザート、穀物・乾物・缶詰、油・酒・調味料及び香辛料、豆腐及びこんにゃく、鶏卵、その他

## 7 審査結果

書面にて平成30年3月下旬までに通知します。  
なお、必要に応じ、現地調査を行う場合があります。

## 8 問い合わせ先

日進市立学校給食センター  
電 話 0561-72-0691  
FAX 0561-74-0962  
E-mail kyushoku@city.nisshin.lg.jp